

平成29年3月1日

新城市長
穂積亮次様

新城市市民自治会議
会長 鈴木 誠

新城市自治基本条例に基づくまちづくりの成果と課題について（答申）

平成28年5月18日付け新ま15・1・1にて諮問のありましたこのことについて、検討した結果を下記のとおり答申します。

記

- 自治基本条例第4条（まちづくりの基本原則）について
 - 1 まちづくりの基本となる情報・意識の共有について、現状に甘んずることなく、意識して取り組まれない。
 - 2 参加協働について、地域や産業に深く関わっている現役世代と呼ばれる就労者の意見は大切である。就労者が地域・市政へ参加し易くなるよう、企業へ協力を働き掛ける等環境整備に取り組まれない。
- 自治基本条例第6条（市民の責務）について
 - 1 女性議会を始めとする政策提言の場への市民参加は、まちづくりの担い手であること及び自らの発言と行動に責任を持つ等、参加者自身が自分の問題解決を探す手がかりを得る場となっている。今後は、高齢者や社会的弱者もまちづくりの担い手として住みやすいまちの実現に努められるような仕組みを検討されたい。
- 自治基本条例第7条（子ども）について
 - 1 中学生議会では課題に対する要望と市の将来について総合的な視点で考えられており、今後のまちづくりを考える良い構成だった。
 - 2 中学生議会における意見が市政にどのように反映されているのか、目に見える形で情報提供されることを望む。
- 自治基本条例第12条（市長等の責務）について
 - 1 市民の立場で考える事ができる職員育成について、重点項目を設定した人事研修が積極的に実施されている。待遇状況や職場及び職員の雰囲気も向上しており、引き続き継続されることを望む。
 - 2 研修等の成果は目に見えづらいものではあるが、効果測定によるレベルアップを図るため、評価基準の作成を検討されたい。

○ 自治基本条例第14条（参加）について

- 1 若者総合政策・若者議会に関して、政策策定の段階から参加し予算に関する建議を行い、予算化され動き始めたことは、若者への達成感及び参加意欲を掻き立て、若者一人一人が力を発揮すること、まちづくりのリレーを促進することの大きな要因となっている。小さな気づきから議論を重ね、自らの課題として政策を練り上げ答申に至る過程を大切に、市民に達成感が与えられるよう、今後も行政の積極的な支援が望まれる。
- 2 平成28年度で2回目となる女性議会は、市民の多様な参加の機会のひとつとして、女性の視点を政策に反映させるための重要な場となっている。

○ 自治基本条例第15条（市民まちづくり集会）について

- 1 市民まちづくり集会実行委員会については、公募市民による実行委員会により、市民による主体的な運営がされている。
- 2 第5回市民まちづくり集会においては、実行委員会にオブザーバーとして議員が参加する等、積極的な協働体制が推進されている。また、集会当日は多数の議員が参加され、膝を交え力を合わせてより良い地域を創造していくための意見・情報交換が活発に行われている。今後も市民・議会・行政の積極的な参加が望まれる。
- 3 集会の運営については多様な意見が出されるようテーマ・構成に配慮し、市民主体の実行委員会だからこそできる情報共有の場となるよう意識して取り組まれない。また、集会の目的を再確認するとともに市民へ周知する方法について更に検討されたい。

○ 自治基本条例第17条（地域自治区の設置）について

- 1 地域自治区制度においては、地域の困りごとへの対応等、地域に必要な施策が迅速に実施されており、地域の特性を活かした取り組みも活発に行われるようになっていく。今後は、別々の地域における共通の課題・情報を共有できる環境、及び協力して解決できるような仕組みの整備について検討されたい。
- 2 地域協議会で様々な階層・年齢層の意見をくみ取れるような仕組みを検討するとともに、提案された意見を精査し地域自治区計画等策定に反映されることを望む。

○ 自治基本条例第22条（総合計画等）について

1 第2次新城市総合計画

- (1) 元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを目指すには、地域全体が互いに支え合い、住みやすく・働きやすく・子育てしやすい環境づくりが重要である。市民自治・地域自治・産業自治等の各政策を編み込むように連携させ計画を策定されることを望む。
- (2) 意識・情報の共有や協力関係づくりを意識し、市民一人ひとりと議会・行政の間に信頼関係が築きあげられるよう、条例第4条まちづくりの基本原則を活かした仕組みと運用方法を検討されることを望む。また、自らのまちを良くするという住民の意見に加え、転出者等様々な人の意見を聴取・分析することを検討されると共に、特定の人に偏ることがないように、住民をはじめ、産業界、職域、並びに学校等も含めた

意見を集約する手法及び機会の確保について検討されたい。

(3) 第1次総合計画の成果・課題を整理し、新たな問題や深刻化している問題への対応を検討するとともに、現在取り組んでいる行動についても継続すべきものについては更に督促し進めていくことが望まれる。

○ 自治基本条例第24条（市民自治会議の設置等）について

1 市民が主役のまちづくりを推進するうえで、公募による市民等による市民自治会議が存在し、施策について協議できる場があることは重要である。

○ 自治基本条例前文及び関連事業について

1 めざせ明日のまちづくり事業において平成28年度からコミュニティビジネス部門が設けられ、地域の多様な事案に対応できるメニューとなってきた。制度内容の細分化は重要だが、利用者にとって煩雑さや混乱を招かないよう制度の修練を望む。

○ 若者条例等について

1 若者議会については、平成27年度は13回、平成28年度は19回の若者議会が開催され大いに議論が尽くされている。今後も若者の柔軟で多様な意見が出されるような環境作りの構築を望む。また、まちづくりにはお互いに繋がり協力し合う事が大切であり、動き始めた「若者」に対して地域・議会・行政がお互いを尊重しながらまちづくりを進めることを望む。

2 第1期若者議会の防災チームが若者防災の会「禰」を立ち上げ、平成28年9月25日に「Bousai1グランプリ」が開催された。また、第2期若者議会の活動は、第11回マニフェスト大賞最優秀シチズンシップ推進賞を受賞され、全国的に認知度が向上し、若者議会委員の活動意欲を掻き立てる要因となっている。今後は市内への活動内容の周知にも尽力されたい。

3 若者政策に関わる市民の裾野が拡大している。今後も情報の共有、地域及び各種団体との協働・連携を深めながら継続されたい。また、前例がない新しいことであっても積極的に取り組む姿勢を大切に取り組まれたい。

4 若者目線で市及び老若男女を考慮した政策を議論されている。行政との協働に加え、地域協議会等既存団体との連携も深められたい。

○ 地域産業総合振興条例について

1 平成27年12月に公布された地域産業総合振興条例については、79事業者、従業員856人へのアンケート及び女性起業者との意見交換等、多くの市民の意見が反映されている。また、同条例に基づく産業自治振興協議会も積極的に開催されており、地域経済の持続的な発展に寄与するよう引き続き取り組まれたい。

2 「しんしろ企業展」「しんしろ企業シンポジウム」は市内中学生を含む市民が多数参加し、市内事業所を再認識できる場となった。地元企業の情報を共有し得る機会及び就職等将来への連携も期待でき、今後も発展性を意識して継続されることを望む。